

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 3 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700469号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700314号

## 第1 結論

請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年7月1日、喪失年月日を昭和43年4月1日とし、昭和41年7月から昭和43年3月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和41年7月1日から昭和43年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年7月1日から昭和43年4月1日まで

請求期間当時にBと名乗ってA法人のC校に勤務したことから、当該期間に係る年金記録を年金事務所に照会したところ、A法人における「B」名の年金記録が見付かったが、年金事務所では、私とBが同一人であるとの確認がとれないので記録訂正できないと言われた。

A法人におけるBの厚生年金保険被保険者記録は、私の記録に間違いがないので、当該記録を私の年金記録として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時にBと名乗ってA法人のC校に勤務した旨主張しているところ、A法人に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録において、請求者と生年月日が一致する「B」名の厚生年金保険被保険者記録(昭和41年7月1日資格取得、昭和43年4月1日資格喪失)が確認できる。

また、請求者は、A法人のC校及びA法人の他校の職員のうち9人の氏名等を記憶しているところ、請求期間当時のA法人に係る被保険者名簿において、請求者が記憶する氏名等と符合する9人の被保険者記録が確認できる。

さらに、A法人に係る被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者が請求期間当時に名乗っていたとするBと資格取得年月日が同じ昭和41年7月1日である者及び請求期間に被保険者記録があり請求者が名前を挙げた者のうち、所在が判明した者に対して、D入国管理局から提出された請求者に係る外国人登録原票(写し)の顔写真の人物の氏名等に関する照会を行ったところ、回答又は陳述のあった者のうち複数の者が、当該写真の人物について、「C校に勤務していたBである。」旨回答又は陳述している。

加えて、請求者から提出された住民票コード通知票(E市長発行)により、請求者とFが同一人であることが確認できるところ、前述の照会の結果、Bを知っている旨回答した6人のうち4人が、Bの本名を「F」と回答又は陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、B名でA法人のC校に勤務したことが認められることから、前述の「B」名の厚生年金保険被保険者記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和41年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和43年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行

ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の「B」名の厚生年金保険被保険者記録から、昭和41年7月から昭和43年3月までは1万6,000円とすることが必要である。